

# 1 税務機構及び事務分掌

(令和6年度3月現在)

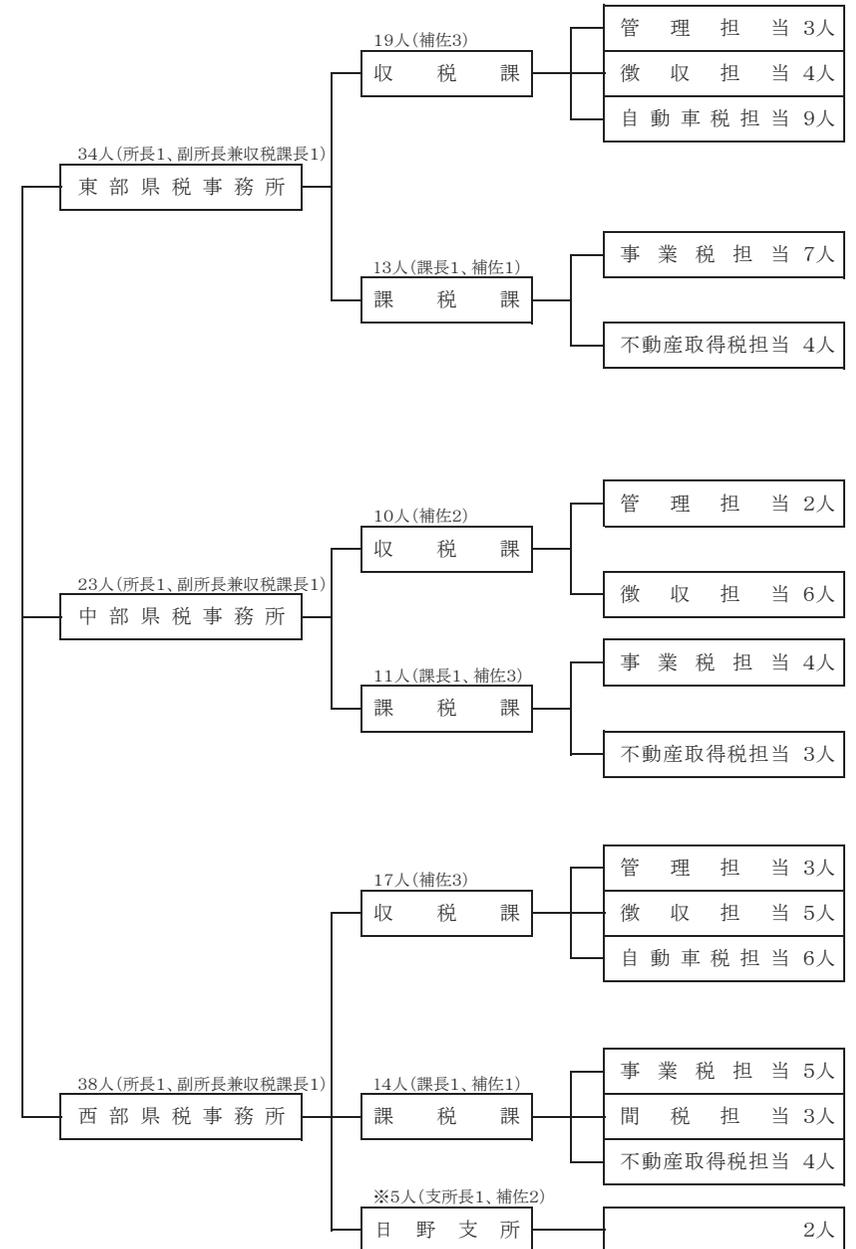
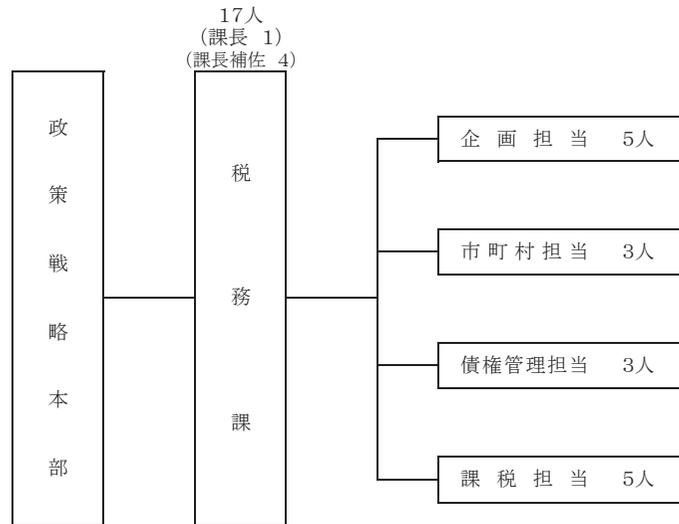
政策戦略本部 税務課	企画担当	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県税事務所の組織及び運営に関する事</li> <li>2 県税事務に係る総合企画に関する事</li> <li>3 県税事務の改善、業務集約及び業務刷新に関する事</li> <li>4 諸会議等（課内の各担当に属するものを除く）に関する事</li> <li>5 所管する公益法人に関する事</li> <li>6 企業版ふるさと納税に関する事</li> <li>7 ふるさと納税に関する事</li> <li>8 市町村のふるさと納税に関する事</li> <li>9 災害時のふるさと納税代行業務に関する事</li> <li>10 鳥取県情報センターとの連絡調整に関する事</li> <li>11 税務システムの改善・改修に関する事</li> <li>12 収納管理に関する事</li> <li>13 電子申告（共通納税）及び社会保障・税番号制度（システム関係）に関する事</li> <li>14 都道府県税務情報処理協議会に関する事</li> <li>15 税務システムの維持管理に関する事</li> <li>16 電算処理日程に関する事</li> <li>17 コンビニ（スマポ）、クレジット納税の運用に関する事</li> <li>18 ICTを活用した業務の効率化の推進に関する事</li> <li>19 電子公印刷込み帳票の管理に関する事</li> <li>20 歳出予算の編成及び決算に関する事</li> <li>21 監査調査の作成に関する事</li> <li>22 税務職員研修（県・市町村）に関する事</li> <li>23 納税表彰に関する事（市町村税に係るものを除く）</li> <li>24 納税貯蓄組合に関する事</li> <li>25 納税貯蓄組合総連合会、たばこ販売協同組合連合会及び石油商業組合に対する補助金に関する事</li> <li>26 税務統計に関する事</li> <li>27 徴税実員の証票の交付に関する事</li> <li>28 税理士の登録に関する事</li> <li>29 県税関係諸用紙の印刷に関する事</li> <li>30 小切手（選付）処理に関する事</li> <li>31 課内の庶務業務の補助に関する事</li> </ol>
	市町村税 担当	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市町村税制に関する事</li> <li>2 市町村税（個人・法人住民税、土地に係る固定資産税及び国民健康保険税、家屋・償却資産に係る固定資産税、都市計画税、及び入湯税）に関する事</li> <li>3 森林環境税に関する事</li> <li>4 個人県民税（均等割・所得割）に関する事</li> <li>5 市町村等との共同化（家庭評価の共同実施を含む）に関する運用及び検討に関する事</li> <li>6 鳥取県固定資産評価審議会に関する事</li> <li>7 固定資産の価格等の概要調査（土地、家屋・償却資産、都市計画税及び市町村交付金）に関する事</li> <li>8 固定資産評価基準（土地、家屋）に関する事</li> <li>9 個人住民税の特別徴収の推進に関する事</li> <li>10 市町村税に係る不服申立て及び訴訟に関する事</li> <li>11 地方税の総則的事項に関する事</li> <li>12 市町村の普通交付税（基準財政収入額及び交付税検査）に関する事</li> <li>13 市町村の過疎地域自立促進特別措置法等に係る減収補てんに関する事</li> <li>14 課税状況調に関する事</li> <li>15 市町村税に係る納税表彰に関する事</li> <li>16 県及び市町村の地方譲与税に関する事</li> <li>17 国有提供施設等所在市町村助成交付金（基地交付金）に関する事</li> <li>18 市町村税等に係る総務省の照会に対する各種報告書の取りまとめに関する事</li> <li>19 市町村の普通交付税事務の補助に関する事</li> </ol>
	債権管理 担当	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 税外債権の管理に係る各所管課の支援及び調整に関する事</li> <li>2 税外債権管理プロジェクトチーム事務局の運営及び関係部局との調整に関する事</li> <li>3 県税の徴収に関する事</li> <li>4 鳥取県地方税滞納整理機構の運営に関する事</li> <li>5 債権管理マニュアルの整備に関する事</li> <li>6 債権管理情報の共有に関する事</li> <li>7 税外債権の回収に係る法的措置に関する事</li> <li>8 債権放棄に関する事</li> <li>9 税外債権の管理に係る市町村の支援に関する事</li> <li>10 県税の徴収に係るインターネット公表に関する事</li> <li>11 県税の加算金・延滞金の確保対策に関する事</li> <li>12 法人の破産債権に関する事</li> <li>13 税外債権の府内会議及び研修に関する事</li> <li>14 税外債権回収業務の委託に関する事</li> <li>15 債権回収計画の報告に関する事</li> </ol>
課税担当	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 歳入予算の編成及び決算に関する事</li> <li>2 各税目の収入見込の総括に関する事</li> <li>3 県税の課税状況調に関する事</li> <li>4 県税に係る広報に関する事</li> <li>5 国要望・知事会に関する事</li> <li>6 県税の課税に関する諸規程の見直しに関する事</li> <li>7 県税事務提要（通知を含む）のデータベースの更新に関する事</li> <li>8 県税に係る条例及び規則の制定及び改廃に関する事</li> <li>9 減免規定の整備に関する事</li> <li>10 県税の犯則調査に関する事</li> <li>11 課税担当に属する県税の賦課に係る不服申立て及び訴訟に関する事</li> <li>12 電子申告（運用）に関する事</li> <li>13 過疎地域等における県税の課税免除等に関する事（減収補てんに関する事を含む）</li> <li>14 地方消費税に関する事</li> <li>15 法人県民税、法人事業税、特別法人事業税及び旧法地方人特別税に関する事</li> <li>16 個人事業税に関する事</li> <li>17 豊かな森づくり協働税に関する事</li> <li>18 不動産取得税に関する事</li> <li>19 個人県民税利子割、配当割、株式等譲渡所得割に関する事</li> <li>20 自動車税及び軽自動車税に関する事</li> <li>21 軽油引取税に関する事</li> <li>22 鳥取県不正軽油対策協議会に関する事</li> <li>23 その他諸税（県・市町村たばこ税、ゴルフ場利用税、狩猟税、鉱区税及び産業廃棄物処分場税）に関する事</li> <li>24 交付金、徴収取扱費及び負担金等の支払に関する事</li> <li>25 国税データの受渡しに関する事</li> <li>26 県の普通交付税に係る基準財政収入額に関する事</li> </ol>	

## 第4 税務機構及び徴税費に関する調

- 1 税務機構及び事務分掌
- 2 税務機構組織及び税務職員数
- 3 税務機構の変遷
- 4 徴税費に関する調
- 5 徴税費の推移
- 6 税務職員構成調

## 2 税務機構組織及び税務職員数

(令和6年4月1日現在)



※日野支所5人の本務は、西部総合事務所日野振興センター地域振興課

3 税 務 機

改定年月	昭和28年 5月	昭和32年 7月	昭和35年 5月 10月	昭和36年 4月	昭和38年 5月	昭和43年 7月	昭和46年 9月	昭和47年 4月	昭和47年 7月16日
課名	総務部 財務課							総務部 税務課	
係名	庶務係 予算係 税制係	庶務係 予算第1係 予算第2係 税制係	庶務係 予算第1係 予算第2係 税制係 庁舎建設係	財政係 主計員 税制係 庁舎建設係	財政係 主計員 税制第1係 税制第2係	財政係 主計員 税制第1係 税制第2係 税務 集中管理係		税制第1係 税制第2係 自動車税係	
事務所名	東部県税事務所 中部県税事務所 西部総合事務所								
地方関係		庶務係 管理係 徴収係		東部・西部 総務課 庶務係 管理係 徴収課 徴収係 指導係 中部 総務課 庶務係 管理係 徴収係	東部・西部 総務課 庶務担当 管理担当 徴収課 徴収担当 指導担当 直税部門 直税 第1担当 直税 第2担当 直税 第3担当 直税 第4担当 間税部門 間税 第1担当 間税 第2担当	総務課 庶務担当 管理担当 徴収課 徴収担当 指導担当 直税部門 直税 第1担当 直税 第2担当 直税 第3担当 直税 第4担当 間税部門 間税 第1担当 間税 第2担当		総務課 庶務担当 管理担当 徴収課 徴収担当 指導担当 直税部門 直税 第1担当 直税 第2担当 間税部門 間税 第1担当 間税 第2担当 自動車税部門 課税担当 収納担当	
機関名	課税課 直税第1係 直税第2係			課税課 直税第1係 直税第2係 間税係					

(注) 本庁総務部財政課の係名のうち   で囲んだものは、税務関係を表す。

構 造 の 変 遷

昭和51年 4月	昭和57年 4月	昭和59年 4月	昭和62年 6月	平成3年 6月	平成6年 4月	平成7年 4月	平成9年 4月	平成12年 4月	平成13年 4月
									総務部 税務課
		企 画 係 直 税 係 間 税 係 自動車税係	企 画 係 直 税 係 間 税 係 自動車税係	企 画 係 直 税 係 間 税 係 自動車税係 電算管理係		企 画 係 納 税 管 理 係 課 税 係 自動車税係		企 画 係 納 税 管 理 係 課 税 係	企 画 係 課 税 調 査 係 市 町 村 税 係
									東部県税事務所 中部県税事務所 西部総合事務所
総務課 庶務担当 管理担当 取税課 徴収課 指導係 直税部門 直税 第1担当 直税 第2担当 間税部門 間税 第1担当 間税 第2担当 自動車税部門 課税担当 収納担当	東部・西部 総務課 庶務係 管理係 取税課 徴収係 指導係 直税 直税第1係 直税第2係 間税課 間税第1係 間税第2係 自動車税課 課税係 収納係 中部 総務課 庶務係 管理係 徴収係 自動車税係 課税課 直税第1係 直税第2係 間税係			東部・西部 総務課 庶務係 管理係 取税課 徴収係 指導係 直税 直税第1係 直税第2係 間税係 中部 管理課 庶務係 管理係 徴収係 自動車税係 課税課 直税第1係 直税第2係 間税係		総務課 庶務係 管理係 取税課 徴収係 自動車税係 課税課 直税第1係 直税第2係 間税係		総務課 庶務係 管理係 取税課 徴収係 自動車税係 課税課 直税第1係 直税第2係 間税係	

改定 年月	平成14年 4月	平成15年 7月	平成16年 4月	平成16年 10月	平成17年 4月	平成18年 4月	平成19年 4月	平成20年 4月	平成22年 4月	平成24年 4月
課 名										
係 名			企 画 課 税 係 税 務 調 査 係 市 町 村 税 制 支 援 室	企 画 係 課 税 係 税 務 調 査 係 市 町 村 税 制 支 援 室 債 権 管 理 担 当			企 画 係 課 税 係 市 町 村 税 制 支 援 室 債 権 管 理 担 当	企 画 担 当 課 税 係 市 町 村 税 制 支 援 室		企 画 担 当 課 税 係 市 町 村 税 制 支 援 室
事 務 所 名							東 部 総 合 事 務 所 県 税 局 中 部 総 合 事 務 所 県 税 局 西 部 総 合 事 務 所 県 税 局			
地 方 機 関 名	総 務 課 庶 務 係 管 理 係 收 税 課 徴 収 係 自 動 車 税 係 課 税 課 直 税 第 1 係 直 税 第 2 係 間 税 係 (西 部) 日 野 支 所	東 部 総 務 課 庶 務 係 管 理 係 徴 収 係 自 動 車 税 係 課 税 課 直 税 第 1 係 直 税 第 2 係 間 税 係 中 部・西 部 県 税 総 務 課 管 理 係 徴 収 係 自 動 車 税 係 課 税 課 直 税 第 1 係 直 税 第 2 係 間 税 係 (西 部) 日 野 支 所		東 部 総 務 課 庶 務 係 管 理 係 徴 収 係 自 動 車 税 係 課 税 課 直 税 第 1 係 直 税 第 2 係 間 税 係 外 形 標 準 課 税 担 当	東 部 收 税 課 管 理 係 徴 収 係 自 動 車 税 係 課 税 課 直 税 第 1 係 直 税 第 2 係 間 税 係 中 部・西 部 收 税 課 管 理 係 徴 収 係 自 動 車 税 係 課 税 課 直 税 第 1 係 直 税 第 2 係 間 税 係 (西 部) 日 野 支 所	東 部 收 税 課 管 理 係 徴 収 係 自 動 車 税 係 課 税 課 直 税 第 1 係 直 税 第 2 係 間 税 係 外 形 標 準 課 税 担 当	收 税 課 管 理 係 徴 収 係 自 動 車 税 係 課 税 課 直 税 第 1 係 直 税 第 2 係 間 税 係 (西 部) 日 野 支 所		東 部 收 税 課 管 理 係 徴 収 係 自 動 車 税 係 課 税 課 直 税 第 1 係 課 税 第 二 係 中 部 收 税 課 管 理 係 徴 収 係 課 税 課 課 税 第 一 担 当 課 税 第 二 係 西 部 收 税 課 管 理 係 徴 収 第 一 係 徴 収 第 二 係 徴 収 第 三 係 課 税 課 課 税 第 一 担 当 課 税 第 二 係 (西 部) 日 野 支 所	

改定 年月	平成25年 4月	平成26年 4月	平成27年 4月	平成30年 4月	平成31年 4月	令和3年 4月	令和4年 4月	令和5年 4月	令和5年 7月
課 名								総 務 部 税 務 課	政 策 戦 略 本 部 税 務 課
係 名		企 画 担 当 課 税 係 市 町 村 税 制 支 援 担 当		企 画・ 市 町 村 税 制 課 税 担 当			企 画・ 市 町 村 税 制 担 当 債 権 管 理・ふ ろ さ 納 税 担 当 課 税 担 当	企 画 担 当 市 町 村 税 制 担 当 債 権 管 理 担 当 課 税 担 当	企 画 担 当 市 町 村 税 制 担 当 債 権 管 理 担 当 課 税 担 当
事 務 所 名	東 部 県 税 事 務 所 中 部 県 税 事 務 所 西 部 県 税 事 務 所								東 部 県 税 事 務 所 中 部 県 税 事 務 所 西 部 県 税 事 務 所
地 方 機 関 名	東 部 收 税 課 管 理 担 当 徴 収 担 当 自 動 車 税 担 当 課 税 課 課 税 第 一 担 当 課 税 第 二 担 当 中 部 收 税 課 管 理 担 当 徴 収 担 当 課 税 課 課 税 第 一 担 当 課 税 第 二 担 当 西 部 收 税 課 管 理 担 当 徴 収 第 一 担 当 徴 収 第 二 担 当 徴 収 第 三 担 当 課 税 課 課 税 第 一 担 当 課 税 第 二 担 当 (西 部) 日 野 支 所	東 部 收 税 課 税 務 管 理 担 当 徴 収 担 当 自 動 車 税 担 当 課 税 課 課 税 第 一 担 当 事 業 税 担 当 不 動 産 取 得 税 担 当 行 舎 管 理 総 務 担 当		課 税 課 課 税 第 一 担 当 不 動 産 取 得 税 担 当			課 税 課 事 業 税 担 当 不 動 産 取 得 税 担 当	東 部 收 税 課 管 理 担 当 徴 収 担 当 自 動 車 税 担 当 課 税 課 事 業 税 担 当 不 動 産 取 得 税 担 当 中 部 收 税 課 管 理 担 当 徴 収 担 当 課 税 課 事 業 税 担 当 不 動 産 取 得 税 担 当 西 部 收 税 課 管 理 担 当 徴 収 担 当 自 動 車 税 担 当 課 税 課 事 業 税 担 当 間 税 担 当 不 動 産 取 得 税 担 当 (西 部) 日 野 支 所	

4 徴 税 費 に 関 す る 調

区 分		令和6年度	
税 収 入	予 算 額 (イ)	58,883,090 千円	
	調 定 額 (ロ)	59,794,299	
	収 入 額 (ハ)	59,296,653	
徴 費	職 員 給	302,622	
	人 件 費	諸 手 当	5,360
		超 過 勤 務 手 当	44
		税 務 特 別 手 当	170,742
		そ の 他 の 手 当	176,146
	小 計	174,820	
	そ の 他 の 人 件 費	653,588	
	計 A	2,323	
	旅 費 B	18,092	
	需 用 費	需 用 費	27,347
通 信 運 搬 費		22	
備 品 購 入 費		323,253	
そ の 他		368,714	
計 C	500,885		
徴 取 扱 費 等	納 税 義 務 者 数 分	48	
	個 人 県 民 税 振 込 金 額 分	379,504	
	徴 収 取 扱 費 其 他	880,437	
	小 計	28,160	
	地 方 消 費 税 徴 収 取 扱 費	1,285	
	納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	0	
	特 別 徴 収 義 務 者 に 対 する 交 付 金 等	475	
	軽 油 引 取 税	112,697	
	小 計	113,172	
	そ の 他	741	
計 D	1,023,795		
合 計 A+B+C+D (ニ)	2,048,420		
税 収 入 に 対 す る 徴 税 費 の 割 合	対 予 算 額 (ニ) / (イ)	3.48 %	
	対 調 定 額 (ニ) / (ロ)	3.43 %	
	対 収 入 額 (ニ) / (ハ)	3.45 %	
徴 税 吏 員 等 数	吏 員	85 人	
	嘱 託 ・ 雇 入 ・ 備 人	— 人	
	計 (ホ)	85 人	
	臨 時 職 員	27 人	
徴 税 吏 員 1 人 当 た り 徴 税 額	(ハ) / (ホ)	697,608 千円	
徴 税 吏 員 1 人 当 た り 徴 税 費	人 件 費 (含 旅 費) A+B / (ホ)	7,717	
	物 件 費 (含 徴 取 扱 費 等) C+D / (ホ)	16,382	
	計 (ニ) / (ホ)	24,099	
事 務 所 数	税 務 事 務 の み を 所 管 す る 事 務 所 数	3	
	税 務 事 務 を 併 せ て 所 管 す る 事 務 所 数	—	
	計	3	

5 徴 税 費 の 推 移

年 度	県 税 収 入 額	徴 税 費						税 収 入 に 対 す る 徴 税 費 の 割 合
		職 員 給 (其 他 人 件 費)	諸 手 当	旅 費	需 用 費	そ の 他 (徴 取 扱 費 等)	計	
	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	%
56	29,732,039	347,285	297,768	24,219	70,257	599,499	1,339,028	4.5
57	30,788,977	334,303	295,322	24,078	70,264	652,370	1,376,337	4.5
58	31,838,392	339,310	301,985	23,928	69,285	697,820	1,432,328	4.5
59	34,060,791	335,849	306,108	23,943	68,378	720,848	1,455,126	4.3
60	34,846,657	349,772	318,495	22,608	68,246	730,759	1,489,880	4.3
61	37,411,872	378,766	346,728	22,051	66,967	761,758	1,576,270	4.2
62	40,778,024	377,832	351,485	23,122	72,840	806,058	1,631,337	4.0
63	45,306,273	380,574	359,735	26,010	74,791	906,108	1,747,218	3.9
元	45,792,323	395,615	397,765	27,368	79,624	881,494	1,781,866	3.9
2	48,121,396	412,762	418,961	31,069	92,742	861,719	1,817,253	3.8
3	53,108,562	416,041	425,196	32,203	85,209	901,711	1,860,360	3.5
4	49,706,452	422,210	425,885	33,259	87,562	989,787	1,958,703	3.9
5	48,563,926	429,002	431,366	35,258	77,583	1,024,196	1,997,405	4.1
6	52,698,581	431,687	436,887	34,912	92,507	978,758	1,974,751	3.8
7	54,192,793	434,901	440,996	33,168	85,795	1,100,709	2,095,569	3.9
8	56,020,643	439,345	442,111	30,736	91,447	1,104,977	2,108,616	3.8
9	56,383,602	450,897	446,729	28,684	83,903	1,215,116	2,225,329	3.9
10	58,220,363	458,428	455,545	27,751	82,962	1,126,571	2,151,257	3.7
11	57,234,355	465,513	456,899	25,036	88,484	1,104,031	2,139,963	3.7
12	60,381,454	461,933	439,259	31,260	81,674	1,092,276	2,106,402	3.5
13	56,331,850	454,832	417,745	14,020	84,936	1,056,385	2,027,918	3.6
14	49,781,858	428,197	391,972	10,727	78,694	1,041,715	1,951,305	3.9
15	47,700,158	420,676	378,626	8,901	75,084	1,017,387	1,900,674	4.0
16	49,319,916	421,084	371,557	6,201	65,863	986,909	1,851,614	3.8
17	49,574,697	433,074	382,230	4,764	83,438	990,329	1,893,835	3.8
18	50,435,117	395,512	336,802	4,356	81,837	947,642	1,766,149	3.5
19	55,457,980	385,838	330,957	4,537	61,170	1,480,056	2,262,558	4.1
20	55,039,568	374,608	321,833	3,934	56,226	1,576,004	2,332,605	4.2
21	47,595,151	360,972	304,028	4,266	50,375	1,473,328	2,192,969	4.6
22	45,218,374	358,255	321,267	4,167	47,972	1,254,903	1,986,564	4.4
23	44,574,173	344,545	311,290	5,151	41,137	1,163,819	1,865,942	4.2
24	44,506,732	340,324	295,915	4,696	47,325	1,128,310	1,816,570	4.1
25	45,889,246	350,376	305,232	5,066	54,294	1,131,357	1,846,325	4.0
26	47,002,124	364,671	320,206	4,150	59,795	1,142,981	1,891,803	4.0
27	51,566,154	364,411	313,267	5,197	55,724	1,191,087	1,929,686	3.7
28	52,889,600	366,819	306,744	5,074	58,828	1,297,021	2,034,486	3.8
29	54,605,042	366,394	307,045	4,898	56,909	1,171,245	1,906,491	3.5
30	53,327,956	326,859	271,533	4,126	46,493	1,172,233	1,821,244	3.4
元	54,454,529	321,929	269,690	3,448	57,817	1,381,957	2,034,841	3.7
2	53,580,627	312,286	265,525	4,603	60,932	1,329,299	1,972,645	3.7
3	57,043,087	306,788	323,067	1,643	60,933	1,205,610	1,898,041	3.3
4	57,036,053	298,547	335,308	2,778	59,367	1,581,261	2,277,261	4.0
5	57,901,908	286,033	314,379	3,466	63,702	1,337,098	2,004,678	3.5
6	59,296,653	302,622	350,966	2,323	70,422	1,322,087	2,048,420	3.5

\* 需用費の中には、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費を、その他の中には、報償費、委託料、負担金・補助及び交付金を含んでいる。

## 6 税務職員構成調

年度	定数	本 庁			東 部 県 税 事 務 所			中 部 県 税 事 務 所			西 部 県 税 事 務 所			合 計
		吏員	その他	計	吏員	その他	計	吏員	その他	計	吏員	その他	計	
56	137	14	-	14	46	1	47	27	1	28	47	1	48	137
57	135	14	-	14	46	1	47	25	1	26	47	1	48	135
58	135	14	-	14	46	1	47	25	1	26	47	1	48	135
59	132	13	-	13	45	1	46	25	1	26	44	1	45	130
60	131	15	-	15	47	1	48	26	1	27	46	1	47	137
61	138	15	-	15	47	1	48	27	1	28	48	1	49	140
62	138	18	-	18	45	1	46	27	1	28	47	1	48	140
63	141	18	-	18	45	1	46	29	1	30	48	1	49	143
元	141	18	-	18	46	1	47	28	1	29	47	1	48	142
2	141	18	-	18	45	1	46	27	1	28	46	1	47	139
3	131	17	-	17	42	1	43	26	1	27	44	1	45	132
4	131	17	-	17	42	1	43	26	1	27	44	1	45	132
5	131	17	-	17	42	1	43	26	1	27	44	1	45	132
6	128	17	-	17	41	1	42	26	1	27	42	1	43	129
7	123	16	-	16	40	1	41	25	1	26	40	1	41	124
8	119	16	-	16	38	1	39	24	1	25	39	1	40	120
9	119	15	-	15	38	1	39	24	1	25	39	1	40	119
10	119	15	-	15	38	1	39	24	1	25	39	1	40	119
11	119	15	-	15	38	1	39	24	1	25	39	1	40	119
12	120	12	-	12	38	1	39	23	1	24	37	1	38	113
13	115	18	-	18	37	1	38	21	1	22	35	1	36	114
14	116	19	-	19	37	1	38	22	1	23	34	1	35	115
15	116	19	-	19	37	1	38	21	1	22	34	1	35	114
16	114	19	-	19	37	1	38	21	1	22	34	1	35	114
17	116	20	-	20	40	1	41	20	1	21	33	1	34	116
18	105	20	-	20	35	0	35	19	0	19	34	0	34	108
19	102	17	-	17	35	0	35	20	0	20	32	0	32	104
20	101	16	-	16	33	0	33	19	0	19	32	0	32	100
21	100	15	-	15	35	0	35	21	0	21	34	0	34	105
22	97	14	-	14	35	0	35	20	0	20	33	0	33	102
23	98	15	-	15	33	0	33	19	0	19	32	0	32	99
24	96	13	-	13	33	0	33	19	0	19	31	0	31	96
25	99	13	-	13	34	3	37	19	0	19	32	0	32	101
26	102	13	-	13	35	6	41	18	0	18	31	0	31	103
27	102	13	-	13	33	7	40	18	0	18	31	0	31	102
28	100	13	-	13	33	5	38	17	0	17	30	0	30	98
29	100	13	-	13	33	5	38	18	0	18	32	0	32	101
30	93	13	-	13	31	0	31	18	0	18	31	0	31	93
元	89	12	-	12	30	0	30	17	0	17	30	0	30	89
2	89	12	-	12	29	0	29	19	0	19	29	0	29	89
3	88	13	-	13	28	0	28	17	0	17	30	0	30	88
4	84	13	-	13	27	0	27	17	0	17	27	0	27	84
5	80	14	-	14	25	0	25	16	0	16	25	0	25	80
6	81	14	-	14	26	0	26	16	0	16	25	0	25	81

※平成14～令和6年度：日野支所を除く